

別紙

開示しない部分及びその理由

公文書名	不開示部分	不開示理由
出火原因判定書	書類作成者の氏名	この情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）78条1項2号に該当する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2（1）及び（4）に記載されている出火箇所の判定理由 ・ 3（1）から（5）までに記載されている出火原因の判定理由 ・ 3（4）結論に記載されている出火原因の判定理由 	この情報は、当庁が行う火災調査事務に関する情報であって、開示することにより、出火原因を判定するための必要な事項が明らかとなり、火災関係者等がそれを知っていた場合、出火原因の判定に不可欠な情報や自己に不利益な情報を隠匿することなどが予想され、火災現場の状況や関係者の証言等を基に出火原因を判定するという事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条1項7号に該当する。
現場見分調書	書類作成者の氏名	この情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、法78条1項2号に該当する。
	住宅用火災警報器調査確認項目の④に記載されている内容	<p>この情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、法78条1項2号に該当する。</p> <p>また、当該情報は当庁が行う火災調査事務に関する情報であるとともに、他に知られることはないという状況の下に任意に得られた情報であり、公にすることにより、都民等からの火災調査に対する信用を失墜させ、火災調査に必要な情報や火災関係資料を関係者からの任意の提供によって収集するという当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条1項7号に該当する。</p>